

平成27年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証表(総括)

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例(平成24年滋賀県条例第66号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、平成27年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証を行いました。

1. 施策の体系

○中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

- ①将来において成長発展が期待される分野における中小企業の参入および事業活動の促進
- ②県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進
- ③中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進

○中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

- ①中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成
- ②中小企業の経営の安定および向上
- ③中小企業の創業および新たな事業の創出の促進
- ④中小企業者が供給する物品・役務等に対する需要の増進

○産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

- ①ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大
- ②小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大
- ③観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大
- ④その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

○中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(条例第9条第1項)

2. 取組の状況

- ・「中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化」では、びわ湖国際環境ビジネス人材育成事業ほか計40事業を実施。
- ・「中小企業の経営基盤の強化」では、女性の就労トータルサポート事業ほか計85事業を実施。
- ・「産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化」では、伝統的工芸品月間等参加事業ほか計82事業を実施。
- ・「中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進」では、環びわ湖大学連携推進事業ほか計11事業を実施。

※これらの取組が中小企業者の実情に即した実効性のあるものとなるよう、関係団体等との意見交換会(30回)、職員による企業訪問(147社)、中小企業者に対するアンケート(700社)などを実施した。

3. 事業の評価、総括

○総括

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	108	49.5%
実施状況Bの事業	94	43.1%
実施状況Cの事業	11	5.0%
実施状況Dの事業	5	2.3%
合計	218	100.0%

【実施状況の評価の考え方】

目標数値がある事業については、数値目標の達成状況を基本に、数値に現れない取組成果・課題等を加減し、事業全体を4段階で評価する。また、数値目標が設定できない事業については、定性評価により事業全体を4段階で評価する。

【評価の区分】

- A:予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況……………100%以上
- B:ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況……………75%以上～100%未満
- C:予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況……………50%以上～75%未満
- D:予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況……………50%未満

○中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	22	55.0%
実施状況Bの事業	14	35.0%
実施状況Cの事業	4	10.0%
実施状況Dの事業	0	0.0%
合計	40	100.0%

○中小企業の経営基盤の強化

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	35	41.2%
実施状況Bの事業	44	51.8%
実施状況Cの事業	5	5.9%
実施状況Dの事業	1	1.2%
合計	85	100.0%

○産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	45	54.9%
実施状況Bの事業	32	39.0%
実施状況Cの事業	2	2.4%
実施状況Dの事業	3	3.7%
合計	82	100.0%

○中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	6	54.5%
実施状況Bの事業	4	36.4%
実施状況Cの事業	0	0.0%
実施状況Dの事業	1	9.1%
合計	11	100.0%

4. 評価と課題

中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

総括

水環境ビジネス、医工連携、環境ビジネスなど、将来において成長発展が期待される分野で具体的な成果が着実に表れてきているほか、イノベーションの創出については、滋賀らしい強みの形成に向けた県内の機運を高めることができた。また、海外展開における環境整備の面においても中小企業による事業活動の進展が見られた。今後は、展示会出展や市場調査、異分野・異業種連携など、より具体的・発展的な取組を進めていく必要がある。

- 水環境ビジネス、医工連携、環境ビジネスなど、将来において成長発展が期待される分野において、産学官連携による取組の充実やネットワーク参加企業による具体的な事業進展に向けた取組などが進められており、具体的な成果が表れてきている。
- イノベーションの創出については、滋賀県産業振興ビジョンに掲げた5つの分野にかかるビジネスモデル9件に対し支援を行ったことなどにより、滋賀らしい強みの形成に向けた県内の機運を高めることができた。今後は、異分野・異業種連携による取組に対する支援などによりイノベーションの創出を加速させ、県経済の発展、雇用の維持・拡大、地域の活性化を図っていく必要がある。
- 海外展開支援については、昨年度締結したベトナム・ホーチミン市との協定書の枠組みを活用した支援などにより、同市における県内中小企業による事業活動の進展を図ったほか、タイやマレーシアなどで、トップセールスによる市場開拓支援等を行った。今後は、相談窓口による情報提供など中小企業の利用促進のための取組を一層充実していくとともに、展示会出展や市場調査など、より具体的なビジネス案件の創出につながる取組に対して支援を行っていく必要がある。

中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

総括

商工会等による経営指導や制度融資の活用促進などにより、中小企業の経営基盤の強化に一定の成果が得られているが、依然として、事業者ニーズに即した人材確保や販路開拓支援、創業支援などが求められており、これらの課題等の解決に向けて、引き続き、小規模事業者を中心にきめ細かな支援を実施していく必要がある。

- 滋賀マザーズジョブステーションの運営、女性のターニングポイントに焦点を絞ったキャリアデザインの支援、出産や子育て等を理由に離職した方を対象とした就職支援などによる女性の活躍促進や、おうみ若者未来サポートセンターの運営などによる若者の就労支援の取り組みについては、所期の目標を上回るなど着実に成果が現れている。また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を推進する取組については、推進企業の累計登録件数がほぼ目標数に達するなど、働き方の改革に向けた機運の醸成を図ることができた。
- 産業支援プラザ、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会の相談窓口や地道な経営指導により、多くの中小企業の経営改善が図られた。資金貸付においては、小規模事業者向けの新たな貸付メニューの創設などにより、中小企業者の多様な資金需要に対応することができた。また、専門家によるエネルギー診断や省エネ・創エネ設備の整備に対する助成などによる経営の合理化、県で作成した手引を活用した事業継続計画(BCP)策定支援による緊急事態への対策の充実等により、経営基盤の強化が図られた。今後も、人材の確保・育成、事業承継、販路開拓支援など中小企業を取り巻く重要な課題の解決に向け、引き続き、きめ細かな支援を進めていく必要がある。
- ビジネス・インキュベーション(BI)施設については、SOHO型ビジネスオフィスやコラボしが21インキュベーションなどの活用により入居企業の事業展開が図られている。引き続き、BI施設の活用促進を図るとともに、インキュベーション・マネージャー(IM)養成研修など、ソフト面の支援等を実施し、入居促進・起業家育成に努めていく必要がある。

産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

総括

ものづくりに携わる中小企業への企業情報シート作成による自社分析支援、地場産業団体や産地組合によるブランド構築に対する支援、「ビワイチ」のPRなどによる観光客の来訪・滞在促進など、様々な分野において中小企業の事業活動の活発化を促進する取組が進められた。今後も、小規模事業者をはじめとする中小企業に効果の高い取組を各分野で進め、地域の経済循環を隅々にまで行き渡らせていく必要がある。

また、引き続き、地場産業の活性化、商店街の活性化、介護人材確保などへの支援が求められていることから、地場産業振興、商店街振興、介護サービスなどの産業分野に即した支援に取り組む必要がある。

- マッチング商談会や企業情報シート作成など、ものづくりに携わる中小企業が必要とする受注体制の強化や自社分析にかかる支援を実施し、中小企業の自立的・持続的な成長を促した。今後も効用やメリットを明確にしながら企業への周知を行い、より一層普及させていくことが必要である。
- 地場産業については、地場産業団体や産地組合による地域ブランド力を高める取組などへの支援を行ったほか、「近江の地場産業および近江の地場产品的振興に関する条例」が施行されたことにより、地場産業・地場産品の振興施策を総合的・計画的に推進していくことを明確化した。今後は、さらなる魅力発信や消費者の需要に即した新商品の開発、新たな事業展開など、時代の変化に適合していくための取組を積極的に推進していく必要がある。

- 企業の誘致については、本社機能、研究開発拠点、マザー工場などの新規立地や県内工場の増設を行う案件に対し、その費用の一部を助成したことなどにより、滋賀県経済の発展に必要な企業の戦略的な誘致や県内で操業中の企業のさらなる設備投資の促進を図った。また、裾野の広い自動車産業について川上から川下までのグローバルなサプライチェーンに関する調査を実施した。今後も、成長産業の中から「滋賀に必要な企業」を戦略的に誘致するための検討および取組を進めていく必要がある。
- 商店街等での創業支援については、創業支援セミナーの過年度卒業生に対し、開業の実現性を高めるためのフォローアップを実施したことにより実際の開業へ繋がった事例も見られ、地道な取組の成果が表れてきている。今後も引き続き、開業希望者への継続的な支援のほか、空き店舗活用の仕組みの普及や商店街の効果的な魅力発信などを総合的に取り組んでいく必要がある。
- 観光客の来訪・滞在の促進については、「ビワイチ」のPRや、「虹色エモーション」をテーマとしたメディアミックスによる情報発信を行ったほか、新たに27のビワイチマテリアル（観光素材）を開発するなど様々な取組により、観光地「滋賀」の認知度向上に努めた。また、滋賀の名物商品の購入や県内施設での宿泊に対する助成、商店街のポイントカードシステムを活用したプレミアム付きICプリペイドカードの販売により、本県への誘客促進・県内における観光消費拡大を図ることができた。今後は、「ビワイチ」によるサイクルツーリズムの浸透や関連する観光素材のさらなる磨き上げとともに、無料Wi-Fi普及促進による利便性向上などを図り、情報発信や誘客の促進などに取り組んでいく必要がある。

中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(条例第9条第1項)

総括

产学研連携推進事業では共同研究体が6件形成された。今後は連携の場の提供にとどまらず、成果の事業化を見据えたプロジェクトの構築が必要である。

農商工連携や6次産業化については、農業・水産業、商工業、観光業の各事業者による連携協力が重要であり、今後も部局横断の連携推進を図り、具体的な連携事業の構築に取り組んでいく必要がある。

県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」において、“ちいさな企業”が担う役割や魅力の発信、“ちいさな企業”への施策の周知を図ったほか、「滋賀の“ちいさな企業”元気フォーラム」を開催し、情報共有やネットワークの促進に努めた。

中小企業の活性化に対する機運や実効性を高めていくためには、中小企業者や関係団体等はもちろん、県民の中小企業に対する理解と関心を深めていくことが重要であり、今後なお一層中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進を図る必要がある。